

舶工第37号  
令和2年4月16日

会 員 各 位

一般社団法人日本舶用工業会  
専務理事 安藤 昇

### 日本舶用工業会・団体P L保険の新規加入募集のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当会の事業運営について、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、消費者庁によれば、平成7年に製造物責任（P L）法が施行されて以降、国内ではP L関連訴訟が414件に上っており、その中には舶用機器関連事故も含まれております。P L事故が発生した場合、製品（部品を含む）の使用者等から物的・人的被害に関する賠償を求められる恐れがあるため、企業におけるP L対策は極めて重要です。

このため、当会では、会員企業の経営基盤の安定と社会的責任の確保に資するため、平成8年度に団体P L保険制度を創設し、現在では、東京海上日動火災保険㈱を引受保険会社として、47社の会員企業にご加入いただいております。

同保険は、万一の事故時にも被害者に対して十分な社会的責務を果たし得る内容となっており、他のP L保険と比べても、海外向け製品に対応し、かつ、保険料率が有利であるなど、舶用工業事業者の実態に即した保険となっています。また、加入企業で万が一事故が発生した場合には、当会事務局が、過去の取り扱い事例に関する経験に基づき、その事故処理対応をご支援することとしています。

さらに、昨年度から、①客先要求に応えるため補償限度額を増額して欲しいとの会員企業の要望や欧米など海外で事故が発生すると賠償額や裁判費用が高額になる傾向に対応するため、補償限度額を8億円に拡大したプランを新設するとともに、②補償対象を、保険に最初に加入した日以降に発生する事故という従来の取扱いから、加入日の10年前の期日以降に発生した事故（損害賠償請求日は加入日以降）に拡充しております。

今般、今年度の日本舶用工業会・団体P L保険（保険期間：7月1日から1年間）の新規加入会員企業を募集いたしますので、別添パンフレット「2020年度 日本舶用工業会・団体P L保険 ご加入のおすすめ」をご高覧いただき、新規加入についてご検討をいただきますようご案内申し上げます。

ご加入いただける場合は、下記の手続きを進めていただくようお願い申し上げます。ご不明の点がございましたら、下記担当者までお問い合わせ下さい。

敬 具

同封物：

1. 2020年度 日本船用工業会・団体P L保険 ご加入のおすすめ
2. 「団体P L保険 保険料算出依頼書」、「団体P L保険 加入申込票」及び「質問事項回答書」  
(これらの様式は、当会HP <http://www.jsmea.or.jp/jp/news/pl.html> からダウンロードできます。)
3. 日本船用工業会・団体P L保険に関するQ & A

## 記

1. 7月1日からの加入をご希望される場合の手続き

① 「団体P L保険 保険料算出依頼書」

- ・パンフレット11頁を参照して必要事項をご記入の上、**5月29日(金)までに当会宛にFAX 又はE-mailにてお送り下さい。**
- ・当会で受付後、本保険の引受保険会社（東京海上日動火災保険㈱）の事務幹事代理店であるAIGパートナーズ㈱に依頼して「保険料の見積書」を作成しFAX又はE-mailにてお知らせします。

② 「団体P L保険 加入申込票」及び「質問事項回答書」

- ・「保険料の見積書」を受け取り後、パンフレット12頁を参照して必要事項をご記入・押印の上、「団体P L保険 加入申込票」及び「質問事項回答書」の**本紙を6月5日(金)までに当会に到着するよう郵送して下さい。**  
期限に間に合わない場合は、同日までにFAX 又はE-mailにて送付するとともに、本紙を6月12日(金)までに到着するよう郵送願います。

③保険料の支払い

- ・当会のP L特別委員会にて新規加入に関する審査を行った後、「保険料請求書」をお送りいたしますので、同請求書に従って当会指定口座にお振込み下さい。

2. 7月1日以降（保険期間の途中）の加入について

- ・保険期間の途中で加入することも可能です。加入を希望される場合は、下記担当者までご連絡をお願いいたします。

3. 事故処理に関する支援体制

- ・パンフレットの8頁に記載されている「事故処理チャート」に基づき、当会事務局は会員企業の事故処理対応をご支援することとしています。

以 上

[問い合わせ先]

一般社団法人日本船用工業会 業務部 鈴木

E-mail : tsuzuki@jsmea.or.jp

TEL : 03-3502-2041 FAX : 03-3591-2206